

文京区介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

- (1) 第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）における第1号被保険者の保険料について、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改訂に伴い、保険料率等の改定を行う。
- (2) その他、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第三章 保険料</p> <p>（保険料率等）</p> <p>第十条 法第二百二十九条第二項の規定により条例で定めることとされている保険料のうち、<u>令和六年度から令和八年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十九条第一項第一号に掲げる者 <u>三万三千四百円</u></p> <p>二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 <u>四万六千二百円</u></p> <p>三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 <u>五万六百元</u></p> <p>四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 <u>六万二千四百円</u></p> <p>五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 <u>七万三千三百円</u></p> <p>六 次のいずれかに該当する者 <u>八万四千三百円</u></p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二</p>	<p>第三章 保険料</p> <p>（保険料率等）</p> <p>第十条 法第二百二十九条第二項の規定により条例で定めることとされている保険料のうち、<u>令和三年度から令和五年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十九条第一項第一号に掲げる者 <u>三万六千四百円</u></p> <p>二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 <u>五万六百元</u></p> <p>三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 <u>五万四千二百円</u></p> <p>四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 <u>六万四千四百円</u></p> <p>五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 <u>七万二千二百円</u></p> <p>六 次のいずれかに該当する者 <u>八万三千百円</u></p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二</p>

年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ、第十八号ロ又は第十九号ロに該当する者を除く。)

七 次のいずれかに該当する者 九万千七百円

イ 合計所得金額が百二十万円以上二百十
万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも
該当しないもの

- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ、第十八号ロ又は第十九号ロに該当する者を除く。)

八 次のいずれかに該当する者 十万二千七百円

年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。)

七 次のいずれかに該当する者 九万三百円

イ 合計所得金額が百二十万円以上二百十
万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも
該当しないもの

- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。)

八 次のいずれかに該当する者 十万千円

イ 合計所得金額が二百十万円以上三百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ、第十八号ロ又は第十九号ロに該当する者を除く。)

九 次のいずれかに該当する者 十二万四千七百円

イ 合計所得金額が三百二十万円以上四百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ、第十八号ロ又は第十九号ロに該当する者を除く。)

十 次のいずれかに該当する者 十三万二千円

イ 合計所得金額が四百万円以上四百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ、第十

イ 合計所得金額が二百十万円以上三百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。)

九 次のいずれかに該当する者 十一万九千二百円

イ 合計所得金額が三百二十万円以上四百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。)

十 次のいずれかに該当する者 十三万円

イ 合計所得金額が四百万円以上五百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。)

八号ロ又は第十九号ロに該当する者を除く。)

十一 次のいずれかに該当する者 十三万九千三百円

イ 合計所得金額が四百二十万円以上五百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ、第十八号ロ又は第十九号ロに該当する者を除く。)

十二 次のいずれかに該当する者 十五万四千円

イ 合計所得金額が五百万円以上六百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ、第十八号ロ又は第十九号ロに該当する者を除く。)

十三 次のいずれかに該当する者 十六万八千六百円

イ 合計所得金額が六百二十万円以上七百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号

十一 次のいずれかに該当する者 十五万七千七百円

イ 合計所得金額が五百万円以上七百五十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。)

十二 次のいずれかに該当する者 十八万六百元

イ 合計所得金額が七百五十万円以上一千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。)

十三 次のいずれかに該当する者 二十万二千三百円

イ 合計所得金額が一千万円以上二千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号

イ ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十五号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ、第十八号ロ又は第十九号ロに該当する者を除く。)

十四 次のいずれかに該当する者 十七万六千円

イ 合計所得金額が七百二十万円以上七百五十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ、第十八号ロ又は第十九号ロに該当する者を除く。)

十五 次のいずれかに該当する者 十八万七千円

イ 合計所得金額が七百五十万円以上千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十七号ロ、第十八号ロ又は第十九号ロに該当する者を除く。)

十六 次のいずれかに該当する者 二十万九千円

イ 合計所得金額が千万円以上千五百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号

イ ((1)に係る部分を除く。)又は次号ロに該当する者を除く。)

十四 次のいずれかに該当する者 二十三万二千二百円

イ 合計所得金額が二千万円以上三千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十八号ロ又は第十九号ロに該当する者を除く。）

十七 次のいずれかに該当する者 二十二万七千三百円

イ 合計所得金額が千五百万円以上二千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十九号ロに該当する者を除く。）

十八 次のいずれかに該当する者 二十四万九千九百円

イ 合計所得金額が二千万円以上三千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十九 次のいずれかに該当する者 二十六万三千九百円

イ 合計所得金額が三千万円以上四千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

<p><u>二十</u> 前各号のいずれにも該当しない者 <u>二十八万五千九百円</u></p> <p>2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和六年度から令和八年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>二万九百円</u>とする。</p>	<p><u>十五</u> 前各号のいずれにも該当しない者 <u>二十五万二千八百円</u></p> <p>2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和三年度から令和五年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>二万七千七百円</u>とする。</p>
<p>3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和六年度から令和八年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>二万九百円</u>」とあるのは、「<u>三万六千六百円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和三年度から令和五年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>二万七千七百円</u>」とあるのは、「<u>三万二千五百円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和六年度から令和八年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第二項中「<u>二万九百円</u>」とあるのは、「<u>五万三百円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p>	<p>4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和三年度から令和五年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第二項中「<u>二万七千七百円</u>」とあるのは、「<u>五万六千円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p>
<p>第十二条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。</p>	<p>第十二条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。</p>
<p>2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。</p>	<p>2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。</p>

3 保険料の賦課期日後に令第三十九条第一項第一号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第三十九条第一項第一号から第十三号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前三項の規定により算定された当該年度における保険料の額に百円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区介護保険条例第十条の規定は、令和六年度分の保険料から適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 保険料の賦課期日後に令第三十九条第一項第一号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第三十九条第一項第一号から第九号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前三項の規定により算定された当該年度における保険料の額に百円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。